

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	令和4年10月18日(火) 午後1時26分～午後3時2分	
場 所	本庁舎3階3A会議室	
出席者	出 席	市長、内田副市長、高橋副市長、教育長、政策部長、総務部長、上下水道局長
	事務局	総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当 陪席：秘書課長

議題1：秦野市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について		
担当部課等	文書法制課	
説 明 者	総務部長、文書法制課長、文書法制課課長代理（文書法制担当）	
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり	
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり	
会 議 経 過 (説明・意見等)	【説明】 資料に基づいて説明	
会 議 結 果	原案了承	

議題2：秦野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について		
担当部課等	人事課	
説 明 者	総務部長、人事課長、人事課課長代理（人事管理担当）、人事課課長代理（給与厚生担当）	
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり	
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり	
会 議 経 過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】</p> <p>問. この制度の今後の活用についての考えはどのようなか。 答. この制度は、公務に有用な専門的な知識経験等を有する者を、任期を定めて採用することができ、神奈川県は土木職等で任期付職員を採用しているので、他市の任用状況等も参考にしながら活用可能な業務等について検討していきたい。</p> <p>問. 他市での任用状況はどのようなか。 答. 横須賀市はネイティブスピーカーの英語教員を、鎌倉市は大河ドラマ関連の専門知識等を有する者を任期付職員として任用している。</p> <p>問. 人材派遣型の企業版ふるさと納税では、企業を退職した者</p>	

	<p>を学校長などの職に任期付職員として採用することも可能な制度か。</p> <p>答. 人材派遣型の企業版ふるさと納税は、民間企業を退職した者ではなく、派遣元企業を一たん退職した社員を市の任期付職員として任用し、派遣元企業が任用期間中の給与相当額を企業版ふるさと納税として市に寄付することで、税額控除を受けられる制度である。</p>
会 議 結 果	原案了承

議題 3：秦野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について	
担当部課等	人事課
説 明 者	総務部長、人事課長、人事課課長代理（人事管理担当）、人事課課長代理（給与厚生担当）
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会 議 経 過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 問. 定年退職者や定年前早期退職者が再任用を希望した場合の任用の可否についてはどうか。 答. 65歳に達するまでは再任用が可能である。 問. 再任用職員の再任用期間中の任用形態の変更は可能か。 答. フルタイムから短時間に変更することは可能だが、短時間の再任用は一たん退職することになるので、フルタイムへの変更はできない。対象者には、60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供し、職員の60歳以後の勤務について、勤務の形態も含めて意思を確認する。</p>
会 議 結 果	原案了承

議題 4：秦野市水道事業給水条例及び秦野市公共下水道使用料徴収条例の一部改正について	
担当部課等	経営総務課
説 明 者	上下水道局長、経営総務課長、経営総務課課長代理（経営担当）
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会 議 経 過 (説明・意見等)	<p>【説明】 資料に基づいて説明</p> <p>【質疑及び意見等】 問. 上下水道料金を令和5年10月1日からの改定とすることに伴う減収分を、一般会計から公共下水道事業会計に補てんする「合理的な範囲」とはどのようなか。</p>

	<p>答. 減収額を5,100万円程度と見込み、この額を一般会計からの補てん額と考えているが、令和5年度決算における基準外繰入金の状況等に応じた補てんとなるよう判断したい。</p> <p>問. 市民への周知方法はどのように考えているか。</p> <p>答. 広報はだの2月の特集号で周知する予定である。</p> <p>問. 改定時期を令和5年10月1日としているが、市議会への提案時期を令和4年12月とする理由は何か。</p> <p>答. 物価高騰による市民生活への影響等を考慮しながら、改正条例による料金・使用料体系を新年度予算に正確に反映するためである。</p> <p>意見. 国が10月下旬にまとめる「総合経済対策」における物価高騰対策等を踏まえ、物価高騰に伴う市民生活への影響等を十分に考慮しながら、条例改正の準備を進めること。</p>
<p>会 議 結 果</p>	<p>条例改正については原案のとおりとし、改定時期については国の総合経済対策を踏まえて、議案等市長査定の場で再度確認する。</p>